

別表1 (第3条関係)

| 監査の種類 | 実 施 基 準   |
|-------|---|
| 一般監査  | <p>1 法人</p> <p>(1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、次の事項を満たす法人については、3年に1回とする。</p> <p>ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。</p> <p>イ 法人が運営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費、報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、(1)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等により、会計監査人の作成する会計監査報告等が次のアからウまでに掲げる場合に該当し、知事又は県民局長が、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の運営組織の整備及びその適切な運営が確保されていると判断するときは、実施の周期を、それぞれの場合に掲げる周期まで延長することができる。</p> <p>ア 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回</p> <p>イ 会計監査人を設置していない法人において、会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回</p> <p>ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類（「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」をいう。）が提出された場合 4年に1回</p> <p>(3) (1)にかかわらず、(1)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人のうち(2)のアからウまでに掲げる場合に該当しないものにおいて、苦情解決への取組が適切に行われ、次のアからウまでのいずれかに該当し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると知事又は県民局長が判断するときは、実施の周期を4年に1回まで延長することができる。</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の運営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審</p> |

状況を勘案して判断する。)又はISO9001の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に関われた事業運営が行われていること(例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等)。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(4) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、年間の実施計画にかかわらず、必要に応じて実施する等適切に対応する。

(5) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、「指導監査ガイドライン」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。以下「ガイドライン」という。)のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、一般監査において確認するものとする。

(6) 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類(「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」をいう。)により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると知事又は県民局長が判断する場合には、「ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

(7) (5)の会計監査及び(6)の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対して、一般監査を実施するに当たっては、「ガイドライン」のⅠ「法人運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類(「独立監査人による監査報告書」及び「監査実施概要及び監査結果の説明書」又は「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」をいう。)の内容を活用し、効率的な実施を図ることができる。

(8) 新設の法人に対しては、開設後おおむね6月以内に実施する。

## 2 生活保護施設、障害者支援施設及び社会福祉住居施設

(1) 1年に1回とする。ただし、前年度における一般監査の結果、特に重大な運営上の問題点がない施設については実施の周期を2年に1回まで、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる施設については実施の周期を3年に1回まで、それぞれ延長することができる。

(2) 新設の施設に対しては、開設後おおむね6月以内に実施する。

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>3 老人福祉施設<br/> (1) 3年に1回とする。ただし、施設の運営等に関して詳細を確認する必要があると認められる場合については、必要に応じて実施する。<br/> (2) 新設の施設に対しては、開設後おおむね6月以内に実施する。</p> <p>4 児童福祉施設及び幼保連携型認定こども園<br/> (1) 1年に1回とする。<br/> (2) 新設の施設に対しては、開設後おおむね6月以内に実施する。</p> |
| <p>特別監査</p> | <p>運営等に重大な問題のある法人及び施設を対象に、特定の事項について必要に応じて実施する。</p>  |
| <p>確認監査</p> | <p>監査結果通知で改善を指導した次の事項の改善状況を確認するため、必要に応じて実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別監査で改善を指導した事項</li> <li>2 一般監査で改善を指導した事項のうち、改善状況について実地確認が必要なもの</li> </ol>  |